

## 内部統制基本方針

当社は、会社法および会社法施行規則に基づき、以下のとおり、当社の業務の適正を確保するための体制（以下「内部統制」という）を整備する。

### 1. 取締役および社員の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

取締役および社員が法令、定款および社会規範を遵守して職務を遂行するため、新川グループ行動規範を制定する。また、その徹底を図るため、コンプライアンス基本規程を制定し、社長が全社的なコンプライアンスの推進を統括するとともに、人事総務部を中心に社員教育等を行う。社長直轄の監査室は、人事総務部と連携の上、コンプライアンスの状況を監査する。法令、定款および社会規範上疑義のある行為等を抑止するため、内部通報制度を設け、社員が直接情報提供を行うための内部通報窓口を社内および社外に置く。

これらの体制の確立および推進により、反社会的勢力および団体との関係の排除に向けて組織的な対応を図る。反社会的勢力および団体からの不当要求に対しては、人事総務部を統括部門とし、警察等関連機関とも連携し、関係の遮断、被害の防止に努める。

### 2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

文書管理規程に従い、取締役の意思決定および職務執行に係る情報を文書または電子的媒体（以下、文書等という）に記録し、保存する。取締役および監査役は、文書管理規程により、常時、これらの文書等を閲覧できるものとする。

### 3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

各部門所管業務に付随するリスクについては、それぞれの担当部門にて管理を行うものとし、組織横断的リスク状況の監視および全社的対応は経営企画部が行うものとする。新たに生じたリスクについては取締役会においてすみやかに対応責任者となる取締役を定める。

**4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制**

職務権限規程に基づいて責任と権限を明確にし、適正かつ効率的に職務が執行される体制を構築する。

また、各業務担当取締役は各部門が実施すべき具体的な目標を定め、取締役会は定期的にその進捗結果をレビューすることにより、目標達成の確度を高め、全社的な業務の効率化を実現する。

**5. 当社およびその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制**

グループ各社全体の内部統制を担当する部署を経営企画部とし、グループ各社における内部統制の実効性を高める施策を実施するとともに、必要なグループ各社への指導・支援を実施する。

**6. 監査役がその職務を補助すべき社員を置くことを求めた場合における当該社員に関する事項ならびにその社員の取締役からの独立性に関する事項**

監査役がその職務を補助すべき社員が必要な場合には、監査役会の求めに応じて、当社の業務を検証できる能力と知識を持つ社員を配置する。当該社員は監査役の職務を補助する限りにおいて、取締役等の指揮命令を受けないものとする。当該社員の人事異動その他の処遇については、あらかじめ監査役会の承諾を得なければならないものとする。

**7. 取締役および社員が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制**

取締役および社員は、監査役会に対して、法定の事項に加え、当社および当社グループに重大な影響を及ぼす事項、内部監査の実施状況をすみやかに報告する。報告の方法（報告者、報告受領者、報告時期等）については、取締役と監査役会との協議により決定する方法による。

**8. その他監査役による監査の実効的に行われることを確保するための体制**

監査役による監査の環境の整備について積極的に支援するとともに、監査役会と代表取締役との間の定期的な意見交換会を設定する。

以上